

『源氏物語』 桐壺朝のこと

—『源氏物語』の藤壺宮の立后と『大和物語』五段の藤原穩子の立后を巡って—

山崎 正伸

『源氏物語』の準拠ということを本論文で論ずるのではないが、桐壺帝の御代ということが重要な問題であることから、簡単に先行研究を整理しておく、『紫明抄』は、

問云、いつれの御時にかといへるおほつかなし、例にひき申へき申かといつれそや

答云、醍醐の帝の御子にこそ朱雀院と申御名もおはしませ、又、高明の親王も源氏におはしませは延喜の聖主をやひき申へからん

重問云、もし醍醐の帝を例とせば朱雀院と申名はに給へれと皇子もおはしませりき、村上の帝の御すゑのみこそさかへ給へれ、いまの物語には桐壺の帝御位を朱雀院にゆつり給へる事を思に、またく延喜の聖帝を例と申へからさる歟、位次をかうかへて准拠するに、いさゝかあひにたる例あり



国史をつくるの謂也 又通鑒は周威烈王よりこれをしるす 左伝につくの義也 此文法をもてかくることき歟

箋赤染衛門か榮花物語は宇多の末よりこれをかく 是国史の闕をもて補の理分明也 案之班固か前漢書と史記は時代一同也 然を司馬遷部立をあらためかへてさらに各別の書になしたるそ 今此物語も世継と同時にといへとも史記の部立によつてこれをあみつらぬ 此深意殊に味あるもの歟

桐壺のみかとを延喜に准する事醍醐は殊聖主にておはしませは是も聖代明時を模するの義也

物語の時代は醍醐朱雀村上三代に准する歟 桐壺御門は延喜朱雀は天慶冷泉は天曆光源氏は西宮左大臣如此相当する也³とあつて、桐壺帝を醍醐帝に比定する。篠原昭二氏は、「桐壺の巻の基盤について―準拠・歴史・物語―」において、

河海抄の検討に発し、準拠あるいはモデルとされる史実と物語との関係について考察を加えることによつて、源氏物語が歴史書あるいは史実と深く関係しつつも、それとは異なる虚構の世界であるという、全く平凡な結論に落ち着くことになつたが、本稿の確認した事象に関連して、桐壺巻の動機について一言しておきたい。

と、『河海抄』の延喜準拠についての矛盾を指摘され、

物語に史実めかしたどのような仕掛けが敷設されようと、それを祕史とか歴史とかと読まれるおそれのないようにする仕掛けもまた敷設されているのである。であるとすれば、私どもは物語が史実を思わせる箇所を持つと同時に、全く史実の介入を拒む箇所も共有するという物語の現実を確認しておくことが、この物語の理解における第一歩かと思うのである。⁴

と、他の準拠も踏まえて、『源氏物語』の読みを規定されている。また、日向一雅氏は、「桐壺帝の物語の方法―源氏物語の準拠をめぐる―」で、

物語は桐壺朝を醍醐朝、宇多朝、仁明朝という三代を重ね合わせるように構想していると見られるのである。桐壺帝の物語はどれか一つの準拠説に従つて理解しようとする、必ず自家撞着を起すが、しかし、それは準拠説の無効を

証するものではない。準拋説は物語が平安時代という特定の時代の、特定の社会を背景に成立していることを確認しつつ読むべきことを指針として示すが、同時に源氏物語の特に第一部の物語がいかに深く準拋や史実に根を下ろして語られたかを実証するものである。桐壺帝の物語は醍醐、宇多、仁明という後代から王朝の模範と見なされた時代を選んで構成されたことは間違いなく、それら各時期の準拋や史実に照らし合わせることで、桐壺帝の時代と治世は単なる一般的な聖代ということではなく、新しく成立した皇統の具体的で固有の特質を持った時代として確認できるのではないかと思う。むしろ物語がそうした読みかたを要請しているのではないかと思う。⁵⁾

と、より具体的に『源氏物語』の読みを規定されている。また、増田繁夫氏は、『源氏物語』冒頭文から、より明確に、更衣と呼ばれる人は、既に一条朝のころには存在しなかったらしい。一代要記などにも、更衣は村上朝までは見えていたが、それ以後は見えないのである。

源氏物語は、延喜天曆の時代の物語として描かれているとする説が、すでに紫明抄の時代から行われ、現在も通説となっている。主としてその根拠は、物語の登場人物と事件についての所謂準拋を検討したことからするものであるが、この物語の書出しの部分からまずそれは暗示されているのではなすかと私は思う。⁶⁾

と、女御・更衣・御息所という呼称からの指摘がある。これらの先学の考察に則って別の角度から考察してみたい。

以前に、『大和物語』の初段の宇多天皇詠歌について考察したことがある。この天皇詠歌の解釈がさまざまになされた根源が、中宮の母后から妃の後へと変容したことにあつた。⁷⁾ このことについて、改めて宇多朝から、後一条朝にかけての中宮を一覧にして示すと、

醍醐天皇	皇太后(祖母)	班子女王	寛平九年(八九七) 7月26日	昌泰三年(九〇〇) 4月1日歿
宇多天皇	皇太夫人(母)	班子女王	仁和三年(八八七) 11月17日	

	朱雀天皇	村上天皇	冷泉天皇	円融天皇	花山天皇	一条天皇
皇太后(母)	皇太后(母)	太皇太后(母)	皇后(妃)	皇太后(先帝妃)	贈皇太后(母)	太皇太后(先帝妃)
藤原穩子	藤原穩子	藤原安子	昌子内親王	昌子内親王	藤原懷子	昌子内親王
延喜二三年(九二三)	承平元年(九三一)	天慶九年(九四六)	康保四年(九六七)	天延元年(九七三)	永觀二年(九八四)	寛和二年(九八六)
4月26日	11月28日	4月26日	9月4日	7月1日	12月17日	7月5日
延喜七年(九〇七)		天曆八年(九五四)		天元二年(九七九)	天延三年(九七五)	長保元年(九九九)
6月8日歿		正月4日歿		6月3日歿	4月3日歿	12月1日歿
		応和四年(九六四)				長保三年(一〇〇一)
		4月29日歿				閏12月22日歿
						長保二年(一〇〇〇)
						12月16日歿
						正暦元年(九九〇)
						10月5日
						長保二年(一〇〇〇)
						2月25日
						長保二年(一〇〇〇)
						2月10日
						藤原彰子
						藤原定子
						藤原遵子
						藤原詮子
						皇太后(母)
						皇后(妃)
						中宮(妃)

三條天皇	太皇太后(先々帝妃) 皇太后(先帝妃) 皇后(妃) 中宮(妃)	藤原遵子 藤原彰子 藤原娥子 藤原妍子	寛弘九年(二〇一二) 2月14日 寛弘九年(二〇一二) 2月14日 寛弘九年(二〇一二) 4月27日 寛弘九年(二〇一二) 2月14日	寛仁元年(二〇一七) 6月1日歿 万寿二年(二〇二五) 3月25日歿
後一條天皇	太皇太后(先々帝妃) 皇太后(先帝妃) 中宮(妃)	藤原彰子 藤原妍子 藤原威子	寛仁二年(二〇一八) 正月7日 寛仁二年(二〇一八) 10月16日 寛仁二年(二〇一八) 10月16日	万寿二年(二〇二五) 3月25日歿 承保元年(二〇七四) 10月3日歿 万寿四年(二〇二七) 9月14日歿 長元九年(一〇三六) 9月6日歿

と、妃としての中宮は、醍醐帝妃藤原穩子に始まる。それ以前は、

藤原順子○甲子。帝即^二位於大極殿^一。(中略)策命曰。(中略)故是以親母藤原氏乎。皇太夫人爾上奉利治奉流。

(『文徳実録』嘉祥三年四月十七日)

藤原明子○甲子。天皇即^二位於大極殿^一。時年九歳。詔曰。(中略)故是以朕親母藤原氏乎皇太夫人爾上奉利治奉流。

(『三代実録』天安二年十一月七日)

藤原高子○乙亥。天皇即^二位於豊楽殿^一。詔曰。(中略)故是以朕親母藤原氏乎皇太夫人爾上奉利治奉流。

(『三代実録』元慶元年正月三日)

班子女王○戊午。女諱班子。光孝天皇龍潛之日。納^二之藩邸^一。生^二朱雀太上天皇^一。天皇踐祚之日。尊為^二皇太夫人^一。

(『三代実録』貞觀九年正月十七日)

藤原温子○壬子。皇太夫人藤原朝臣温子崩。年卅六。号^二七条皇后^一。天皇之繼母。又養母也。有^二警固事^一。

(『日本紀略』延喜七年六月七日⁸⁾)

と、天皇の母であることで皇太夫人(中宮)となる。母后ということである。

扱、『大和物語』五段には、藤原穩子立後の段がある。

前坊の君うせたまひにければ、大輔かぎりなく悲しくのみおぼゆるに、後の宮、后に立ちたまふ日になりなければ、ゆゆしとて隠しけり。さりければよみていだしける、

わびぬればいまはともを思へども心にぬは涙なりけり⁹⁾

藤原穩子の立後は、『日本紀略』によると、延喜二三年四月二六日の記事に、

廿六日庚午。以_レ女御從三位藤原朝臣穩子_二為_一中宮_一。前皇太子之母也。

と、あって、今上の妃ということでの立后ではない。薨去した皇太子保明親王の母としての立后である。大輔の涙が「ゆゆし」というのは、『日本紀略』延喜二三年三月二二日の記事、

乙未。国忌。是日也。依_レ皇太子臥_レ病。大_二赦天下_一。子刻。皇太子保明親王薨。年廿一。天下庶人莫_レ不_二悲泣_一。其声

如_レ雷。孝_レ世云。菅帥靈魂宿忿所_レ為也。

や、『扶桑略記』記事、

皇太子保明親王。無_レ病而薨。年廿一歳。

によつても明らかのように、菅原道真の怨霊によるものとの理解である。また、乳兄弟である大輔が涙に暮れるというのも、以下の『日本紀略』によつて穩子立后前後を記すと、

大 三月二十一日依皇太子臥病。大赦天下。子刻皇太子保明親王薨。年廿一。

初七日(三月二七日)・二七日(四月四日)・三七日(四月一日)・四七日(四月一八日)

大 四月二十日故從二位太宰権帥菅原朝臣。本官右大臣兼贈正二位。宜棄昌泰四年正月廿五日詔書。

五七日（四月二五日）

四月二十六日以女御從三位藤原穩子為中宮。前皇太子之母也。

四月二十九日以故文獻彥太子息慶賴王為皇太子年三。即日任坊官。

六七日（閏四月二日）。七七日（閏四月九日）

小閏四月十一日為「延長元年」依「水潦疾」也。有「赦令」。

と、保明親王の四十九日にも至っていない間のことと領けよう。

この時、延喜三三年当時、立坊可能な親王を『本朝皇胤紹運録』で上げると、克明親王（母舊鑒女）・代明親王（母更衣藤鮮子 伊予介連永女）・重明親王（母昇女）・常明親王（母女御和子 光孝女）・式明親王（母女御和子 光孝女）・有明親王（母女御和子 光孝女）・時明親王（母更衣源周子 唱女）・長明親王（母更衣藤淑姫 菅根女）となる。それぞれの年齢を見るに、克明親王は『本朝皇胤紹運録』に「紀略。延長五年九月廿四日。兵部卿三品克明親王薨。」と享年は不明であるが、『親王御元服部類記』に、「延喜十六年十一月二十七日戊寅。此日克明親王加元服。又慶子（内脱敷）親王著裳。皆年十四歳。」とあることから、延喜三年の生まれで、享年は二五歳、延喜三三年時は、二一歳と知られる。代明親王も、「紀略。承平七年三月廿九日。中務卿四品代明親王薨。」とあつて享年を記さないが、『親王御元服部類記』に、「延喜十九二六。此日代明親王加元服。親王年十六。」とあつて、延喜四年の生まれで、享年は三四歳、延喜三三年時は、二〇歳と知られる。重明親王は、「紀略。天曆八年九月十四日。三品式部卿重明親王薨。年四十九。」延喜三三年時は、一八歳と知られる。常明親王は、「紀略。天慶七年十一月九日。四品常明親王薨。」とあり、『一代要記』に「延喜八年四月五日為親王年三歳天慶七年十一月九日薨年三十九歳」とあつて、延喜三三年時は、一八歳と知られる。式明親王は、同じく『一代要記』に「延喜十一年十一月二十一日為親王年五歳康保三年十二月十七日薨」とあつて、延喜六年の生まれで、享年は六〇歳、延喜三三年時は「一七歳と知られる。有明親王は、『一代要記』に、「延喜十一年十一月二十一日為親王年二歳天徳五年閏三月二十七日薨

年五十二」とあつて、延喜三三年時には、一四歳。時明親王は、『一代要記』には、将明親王として、「延喜十四年十一月二十五日為親王年三歳延長五年九月二十日薨」とあつて、延喜二二年の生まれで、享年は一六歳、延喜三三年時は、一二歳と知られる。長明親王は、『一代要記』に「延喜十四年十一月二十五日為親王年三歳天長七年閏正月十七日薨年三十一」とあつて、延喜三三年時一一歳。どの親王も皇太子にすることが可能であつた。しかし、それは摂関家としてはどうあつたらうか、『公卿補任』によつて、延喜三三年の政治権力の様子を見ると、

右大臣 從二位 藤忠平 四十四 左大將。

大納言 正三位 同定方 四十九 右大將。按察使。四月廿九日兼東宮傳。

正三位 同清貫 五十六 民部卿。皇太子傳。三月廿一日止傳。

中納言 從三位 同仲平 四十九 春宮大夫。左衛門督。三月止大夫。

從三位 橘澄清 六十三

從三位 藤保忠 正月十二日轉。四月廿九日兼春宮大夫。

權中納言 從三位 同保忠 轉正。

從三位 同恒佐 四十四 正月十二日任。即從三位。右衛門督如元。

參議 從四位上 同恒佐 四十四 右衛門督。使別当。任權中納言。

同玄上 六十八 刑部卿。近江權守。正月廿九日兼播磨權守。

源悦 六十八 左大弁。近江守。

藤邦基 五十 右大弁。正月十二日兼備前權守。十月廿五日兼勘解由長官。

同兼輔 四十七 左近權中將。

同扶幹 六十 正月十二日任。勘解由長官如元。四月廿六日兼中宮大夫（長官止之）。

從四位下 藤當幹 六十 正月十二日任。廿二日太宰大貳如元。

藤兼茂 正月十二日任。左兵衛督如元。二月於陣座中風。三月七日卒。

と、摂関家を引き継ぐ忠平にしても盤石な体制を築きあげているとは言えない。また、朱雀天皇は、延長元年七月二四日誕生であるから、この時穩子の懐妊は分かっていたであろう。このような状況の中で、立太子が執り行われなければならない。忠平が摂関家の権力を継承するためには、時平の女仁善子が生んだ皇孫慶頼王を皇太子に立てなければならなかった。親母を皇太夫人にいうこれまでの例を、故前皇太子之保明親王の親母ということでも穩子立后を凶らなければならなかった。保明親王の六七日以前という時に立后を急いだのは、皇孫慶頼王の立太子のためであつたと推量する。

扱、藤壺女御の立后であるが、「紅葉賀」に、

七月にぞ后ぬたまふめりし。源氏の君、宰相になりたまひぬ。帝おりぬさせたまはむの御心づかひ近うなりて、この若宮を坊にと思ひきこえさせたまふに、御後見したまふべき人おはせず。御母方の、みな親王たちにて、源氏の公事知りたまふ筋ならねば、母宮をだに動きなきさまにしおきたてまつりて、強よりにと思すになむありける。弘徽殿、いとど御心動きたまふ、ことわりなり。されど、「春宮の御世、いと近うなりぬれば、疑ひなき御位なり。思ほしのどめよ」とぞ聞こえさせたまひける。げに、春宮の御母にて二十余年になりたまへる女御をおきたてまつりては、引き越したてまつりたまひがたきことなりかしと、例の、安からず世人も聞こえけり。⁽¹³⁾

と、藤壺との若宮の立太子を想定して、藤壺の立后が計られる。そればかりではない。弘徽殿女御に対しては、『春宮の御世、いと近うなりぬれば、疑ひなき御位なり。思ほしのどめよ』とぞ聞こえさせたまひける」という桐壺帝の言は、明らかに班子女王以前の例に則っている。

しかしながら、秋好中宮の立后は、「少女」に、

かくて、后ぬたまふべきを、「齋宮の女御をこそは、母宮も後見と譲りきこえたまひしかば」と、大臣もことつけた

まふ。源氏のうちしきり後にみたまはんこと、世の人ゆるしきこえず、弘徽殿の、まづ人より先に参りたまひにしもい
かがなど、内々に、こなたかなたに心寄せきこゆる人々、おぼつかながりきこゆ。兵部卿宮と聞こえしは、今は式部卿
にて、この御時にはましてやむごとなき御おぼえにておはする、御むすめ本意ありて参りたまへり。同じごと王女御に
てさぶらひたまふを、同じくは、御母方にて親しくおはすべきにこそ、母后のおはしまさぬ御かはりの後見にことよせ
て似つかはしかるべくと、とりどりに思し争ひたれど、なほ梅壺みたまひぬ。¹⁴

とあり、また、明石中宮の立后は明確には書かれていないが、「御法」に、

内裏、春宮、後の宮たちをはじめたてまつりて、御方々、ここかしこに御誦経、捧物などばかりのことをうちしたま
ふだにところせきに、まして、そのころ、この御いそぎを仕うまつらぬ所なければ、いとちたきことどもあり。

かくのみおはすれば、中宮この院にまかでさせたまふ。東の対におはしますべければ、こなたに、はた、待ちきこえ
たまふ。儀式など例に変わらねど、この世のありさまを見はてずなりぬるなどのみ思せば、よろづにつけてものあはれな
り。名対面を聞きたまふにも、その人かの人など、耳とどめて聞かれたまふ。上達部などいと多く仕うまつりたまへり。¹⁵
と、今上の妃としての中宮である。桐壺朝は醍醐朝を意識していると考えて良いのではあるまいか。ただ、准拠ということ
ではない。時代の枠組ではないだろうか。『大和物語』の初段は、

亭子の帝、いまはおりぬさせたまひなむとすること、弘徽殿の壁に、伊勢の御の書きつけける、

わかるれどあひも惜しまぬももしきを見ざらむことのなにか悲しき

とありければ、帝、御覽じて、そのかたはらに書きつけさせたまうける、

身ひとつにあらぬばかりをおしなべてゆきめぐりてもなどか見ざらむ

となむありける。

と具体的な時の指定で始まる。『伊勢物語』は、「むかし、男、初冠して、奈良の京春日の里に、しるよしして、狩にいにけ

り。」と主人公の元服に始まるが、何時という具体的な時代は示されていない。しかし、二段では、

むかし、男ありけり。奈良の京ははなれ、この京は人の家まだ定まらざりける時に、西の京に女ありけり。その女、世人にはまされりけり。その人、かたちよりは心なむまさりたりける。ひとりのみもあらざりけらし。それをかのみめ男、うち物語らひて、かへり来て、いかが思ひけむ、時は三月のついたち、雨そほふるにやりける

おきもせず寝もせず夜を明かしては春のものとながめくらしつ¹⁶

とあり、「おきもせず」歌は、『古今和歌集』巻第十三（恋歌三）の六一六番歌、

弥生の一日より、忍びに、人にもものら言ひて後に、雨のそほ

降りけるに、よみて、はしける

在原業平朝臣

起きもせず寝もせず夜をあかしては春の物とながめ暮しつ¹⁷

によつて、在原業平の物語とされてしまう。それを、「奈良の京ははなれ、この京は人の家まだ定まらざりける時」と、平安京遷都の延暦一三年（七九四）間近な頃と指定することで、業平との切り離しに成功している。初段が男の元服時の話であるから、十七・八歳の頃とすれば、ほぼ五〇年遡らせることで、業平とは違う男の話として成立する。同じように、桐壺朝を醍醐朝と想定させて読者を誘うとすれば、八・九〇年遡らせることで、具体性を持たせた物語でありながら、一条朝とは切り離すことが可能である。

改めて『源氏物語』の冒頭不部分について考えてみよう。今西裕一郎氏は、『御時』の物語」において、

この「いづれの御時にか」という言い回しがいかに創意あふれるものであったかは、論じられてすでに久しい。だが、「いづれの御時にか」の「御時」という言葉に関しては、従来の研究は冷淡であった¹⁸。

とされ、詳細に論証される。そして、氏は、

『源氏物語』第一部前半の背後に、秘かに伝えられた業平伝承が隠されていると考えれば、「物語の時代は醍醐朱雀村上

三代に準ずる歟」（『河海抄』）と指摘された『源氏物語』の準拠とは、それ自体が物語の眼目なのではなく、実はより根源的な準拠とでもいべき業平伝承を隠すための偽装、明細ではなかったかと思われてくるのである。

と説かれる。氏の「業平伝承を隠すための偽装」云々については、論を持たないが、殊更に、宇多帝のことが、

命婦は、まだ大殿籠らせたまはざりけると、あはれに見たてまつる。御前の壺前栽のいとおもしろき盛りなるを御覽ずるやうにて、忍びやかに、心にききかぎりの女房四五人さぶらはせたまひて、御物語せさせたまふなりけり。

このごろ、明け暮れ御覽ずる長恨歌の御絵、亭子院の描かせたまひて、伊勢、貫之に詠ませたまへる、大和言の葉をも、唐土の詩をも、ただその筋をぞ枕言にせさせたまふ。（『桐壺』①三三三頁）

そのころ、高麗人の参れる中に、かしこき相人ありけるを聞こしめして、宮の内に召さむことは、宇多帝の御誠あれば、いみじう忍びて、この皇子を鴻臚館に遣はしたり。御後見だちて仕うまつる右大弁の子のやうに思はせて率てたてまつるに、相人驚きて、あまたたび傾きあやしふ。（『桐壺』①三九頁）

と記されることは、『紫式部日記』に、

左衛門の内侍といふ人はべり。あやしうすずろによからず思ひけるも、え知りはべらぬ、心憂きしりうごとの、おほう聞こえはべりし。内裏のうへの、源氏の物語人に読ませたまひつつ聞こしめしけるに、「この人は日本紀をこそ読みたるべけれ。まことに才あるべし」と、のたまはせけるを、ふと推しはかりに、「いみじうなむ才がある」と、殿上人などにいひ散らして、日本紀の御局とぞつけたりける、いとをかしくぞはべる。このふる里の女の前にてだに、つつみはべるものを、さるところにて才さかし出ではべらむよ。⁽¹⁴⁾

とある一条天皇の評価も、このような歴史的な背景が見え隠れしたからに違いなく、『源氏物語』玉鬘が、物語に熱中する場面での源氏による物語論に、

源氏「骨なくも聞こえおとしてけるかな。神代より世にある事を記しおきけるななり。日本紀などはただかたそぼぞかし。これらにこそ道々しく詳しきことはあらめ」とて笑ひたまふ。(③二一〇頁)

と虚構の中に真理を見出すという言と逢わせて読む時、それは、『伊勢物語』二段が、「奈良の京ははなれ、この京は人の家まだ定まらざりける時」と、実際の在原業平存世時から切り離して「昔男」を創出したように、歴史的な背景として醍醐朝を意識させることによって、当代、一条朝から切り離して物語ることが可能だったのではないだろうか。

注

- (1) 『紫明抄河海抄』 玉上琢彌編、角川書店、昭和四三・六、一〇・一一頁。
- (2) 『紫明抄河海抄』 玉上琢彌編、角川書店、昭和四三・六、一八六・一八七頁。
- (3) 中野幸一『源氏物語古註釈叢刊』六、武蔵野書院、昭和五九・六、一一頁。
- (4) 『源氏物語の論理』 東京大学出版会、一九九二・五、三三頁・三六頁。
- (5) 『源氏物語の準拠と話型』 至文堂、平成一一・三、五三頁。
- (6) 『源氏物語と貴族社会』 吉川弘文館、二〇〇二・八、一〇九頁。
- (7) 『大和物語』 初段の史実的和解釈と初段の意味するもの、『東洋学研究所集刊』第29集、平成一一・3。
- (8) 『文徳実録』・『三代実録』・『日本紀略』『新訂増補国史大系』吉川弘文館による。以下同じ。
- (9) 新編日本古典文学全集12高橋正治校注・訳、小学館、一九九四・一二、二五八頁。
- (10) 『群書類従』第五輯、昭和五五・一、統群書類従完成会、五四頁。以下同じ。
- (11) 『統群書類従』第十一輯上、統群書類従完成会、昭和五四・五、五五五頁。以下同じ。
- (12) 『史籍集覧』第一冊、昭和五八・一一、一三〇頁。
- (13) 阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男校注・訳、『新編日本古典文学全集』20 小学館、一九九四・三、三四七・三四八頁。
- (14) 阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男校注・訳、『新編日本古典文学全集』22 小学館、一九九六・一、三〇・三一頁。
- (15) 阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男校注・訳、『新編日本古典文学全集』23 小学館、一九九六・一一、四九六頁・五〇〇頁。
- (16) 福井貞助校注・訳、『新編日本古典文学全集』12 小学館、一九九四・一二、一一三・一一四頁。
- (17) 小島憲之・新井栄蔵校注、『新日本古典文学大系』5 岩波書店、一九八九・二、一九一頁。
- (18) 『源氏物語覚書』 岩波書店、一九九八・七、一二二頁。
- (19) 中野幸一校注・訳、『新編日本古典文学全集』26 小学館、一九九四・九、二〇八頁。